

## 平成30年度外来生物資料収集整理業務仕様書

### 1. 業務の目的

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年6月2日法律第78号。以下「外来生物法」という。)は施行後5年以上が経過したことを受け、附則第4条に基づく同法の施行状況の点検作業を実施し、平成24年度12月に中央環境審議会より環境大臣及び農林水産大臣に対して外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について意見具申がなされた。この意見具申の中で、有識者から、外来生物法や外来生物をとりまく問題に対して、一般市民の理解の向上を図る必要があるとの指摘を受けている。

外来生物法を適正に執行する等の外来生物対策を推進するためには、広く一般に対して普及啓発を行うとともに、理解・協力を求めることが不可欠である。

そのため、本業務は環境省ホームページコンテンツの充実を図り、効果的な普及啓発を実施するために特定外来生物の写真の収集等を行うことを目的とする。

### 2. 業務の内容

#### (1) 特定外来生物の写真の収集

特定外来生物148種類について、90枚程度の特定外来生物の写真を収集し、納入すること。収集対象の生物については特に「別添1 特に写真収集を行う必要がある特定外来生物のリスト」を中心に選定することとし、請負者にて収集対象生物及びその枚数に関して案を作成し、環境省担当官と協議の上決定する。収集にあたっての必要な調整や手続きは請負者にて行うとともに、費用負担が発生した場合には請負者にて負担すること。

写真についてはホームページ「日本の外来種対策」やパンフレット等での掲載を想定しており、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案や商用利用も可能な状態とした上で納入すること。また、当該生物の特徴がわかるように、他の生物と判別が可能なほど十分拡大された写真であるとともに、十分な解像度を持った写真とすること。

なお、ホームページ「日本の外来種対策」に掲載するコンテンツには、原則として環境省ホームページの利用規約が適用される点に留意すること。

(参考) 現在ホームページに掲載されている写真や利用規約等については下記URLを参照。

- ・日本の外来種対策 外来種写真集

URL : <http://www.env.go.jp/nature/intro/4document/asimg.html>

- ・環境省ホームページ 著作権・リンクについて

URL : <http://www.env.go.jp/mail.html>

#### (2) 生態系被害防止外来種リスト掲載種の参考情報資料の更新

環境省が作成した生態系被害防止外来種リスト掲載種429種類の参考情報資料に

ついて、下記に列挙する内容を踏まえて更新を行う。元となるデータについては環境省担当官より提供する。データについてはMicrosoft 社 Word で作成されている。

- ・（１）で収集した写真を元に資料の追加又は差し替えを行う。
- ・国内における最新の侵入・分布情報や生態的な知見等を踏まえ、同資料に記載されている内容を最新の情報に更新する。
- ・その他、URL のリンク切れ等の軽微な修正を行う。

### 3. 業務履行期限

平成 31 年 3 月 29 日まで

### 4. 成果物

電子媒体：２．（１）で収集した写真の電子データ及び（２）で修正した参考情報資料のデータを収納した DVD-R 2 式

電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所 環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

### 5. 著作権等の扱い

- （１）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- （２）請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- （３）成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- （４）成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- （５）成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- （６）納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

### 6. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- （１）請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- （２）請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指

示に応じて適切に取り扱うこと。

(3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 7. その他

請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(別添)

### 1. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

### 3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。